

作成日	2024/12/1
改定番号	2

身体拘束適正化マニュアル

第1章 基本方針

1. 身体拘束は、利用者の生活の自由を制限することである。また、利用者の尊厳ある生活を阻害するものである。当事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し拘束を安易に正当化することはしない。
職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し拘束廃止に向けた意識を持つこと、身体拘束をしないケアを見出すことに努めること、利用者が安定して生活できるように環境を整えていく。

(1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

平成11年厚生省令第39号「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」の中の第11条4項において「施設サービスの提供にあたっては、当該通所者、他の通所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他通所者の行動を制限する行為を行ってはならない」

(2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解した上で身体拘束を行わないケアを提供する事が原則である。しかしながら以下3つの要素のすべてを満たす状態にある場合は、必要最低限の身体拘束を行うことがある。

〈切迫性〉利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

〈非代替性〉身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。

〈一時性〉身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2.身体拘束の定義と具体例

利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ず実施に至る行為の事である。指定基準に示されている身体拘束禁止の対象となる具体的な例はいかに示すようなものであるが、「利用者の行動を制限する行為」全般を拘束と考える。

(1) 具体例

- ①徘徊しないように、車いすやベッド等に体幹や四肢をひもで縛る。
- ②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひもなどで縛る。
- ③自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。
- ④点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、四肢をひもなどで縛る。
- ⑤点滴・経管栄養などのチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋をつける。
- ⑥車いすや椅子からずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車椅子テーブルをつける。
- ⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるような椅子を用意する。
- ⑧脱衣やオムツはずしを制限するために介護衣（つなぎ）を着せる。
- ⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひもなどで縛る。
- ⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪自分の意思で開けることのできない居室などに隔離する。

(2) 陥りやすい考え方

身体拘束禁止規定を知っていても

- ① 身体拘束ではない、安全の為に必要。
- ② 損害賠償責任を問われると困るから仕方ない。
- ③ 職員が足りないから無理。
- ④ 身体拘束規定を「いろいろ協議し、家族も同意すればやむを得ない場合は、拘束を行ってもよいという規定」と解釈している。「やむを得ない場合」を介護者の都合でやむを得ないとしている。

※一時的に生命を守ることが優先される時期に、どうしても必要な拘束はあるかも知れないが、やむを得ない理由を探し、なぜ拘束するのかを考え、試してみることが大切。真剣に考え真剣にかえりみることなく「仕方ない」と拘束してはいけない。というのが拘束禁止の考え方である。

3.拘束実施に至る手続き

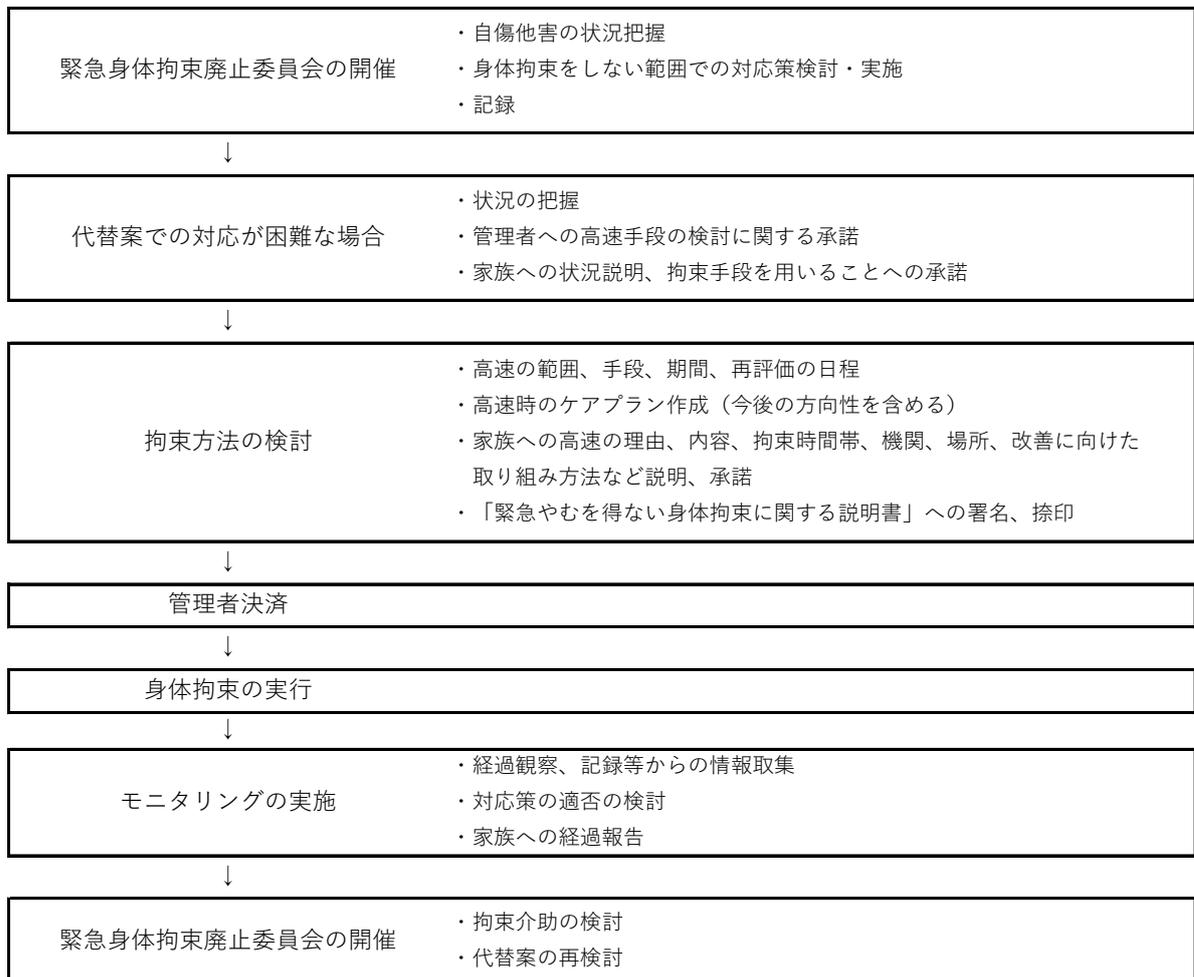
「緊急やむを得ない場合」には身体拘束が認められているが、そのためには3つの要件「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たし、かつそれらの要件の確認等の手続きが極めて慎重に実施されている場合に限られている。

このような検討をしっかりと実行するためには、利用開始前に生活パターンを十分に情報収集、検討し、身体拘束を未然に防ぐことができるような対策をとっておく。

(1) 身体拘束廃止委員会の開催は、虐待防止委員会と同時開催とする。(年2回以上)

身体拘束廃止委員会 責任者：草野有賀

委員は、管理者、相談員、支援介護専門員、看護師、介護士の中から選出する。



4.拘束廃止推進を有効に進めるための意識改革

(1) みんなで共通の意識を持つ

- ①身体拘束の弊害を認識する
- ②どうすれば廃止できるのかを個々の利用者についてスタッフ一人ひとりが考え、それぞれが意見を持った上で話し合いをし実践する（利用者中心で考える）

(2) 身体拘束を必要としない状態の実現を目指す

- ①問題行動が起こったら、何が原因なのかを探る。取り除くにはどうしたらいいか。本人の生活歴に関わるものか等思いをめぐらす。
- ②原因として考えられる主なこと
 - ア) スタッフの言葉かけや行為が不適切である場合、又その意味が解らない場合
 - イ) 自分の意思に反対していると感じている場合
 - ウ) 不快や孤独（寂しさ）や精神的苦痛がある場合
 - エ) 身体的に不快な思いや苦痛を感じている場合
 - オ) 身の危険を感じているとき
 - カ) 意思表示をしようとしているとき上記内容等が考えられる。除去できる原因は除去する努力をする。そうすることで状況の改善が図れる。

(3) 環境を整備する

- ①転倒転落などの事故のおきにくい環境を作る
 - 手すりをつける・足元に物を置かない・ベットの高さを低くする・床にマットを敷く等
- ②スタッフ全員で助け合う体制作りをする
 - 自分の担当の仕事以外でも必要と感じたら応援に入り、全員で介護をしていくという気持ちを持つ。
 - お互いに信頼できる仲間となる。
- ③焦る気持ち等を予防する体制作りをする。
 - 仕事が遅れていると焦る気持ちや手抜きしてしまう作業から事故につながる為、間に合わない作業は、共有し合い、サポートできる体制を整える。

(4) 代替の方法を考え、拘束は最小限にする。

- ①本当に代替の方法はないのか、「仕方がない」として安易に拘束されている人はいないか。
 - なぜ拘束されているのか、どうすれば解除できるかを検討する。
 - （ケアの方法や環境の改善で出来ることは何かがあるか）
- ②現在行われている拘束はなぜなのか、いつからなのか、代替の方法はないのか、外してみたらどうだったのか、確認の観察をしていく。

5.身体拘束をせずにケアを行うための3原則・5つの基本ケア

(1) 3原則

- ①身体拘束を誘発する原因を探り除去する。

「拘束原因となる主な行動」

- ・一人歩き、興奮するなど周囲に迷惑が掛かる為に拘束する。
- ・転倒の恐れのある不安定な歩行や、点滴を抜去してしまう為に拘束する。
- ・かきむしりや体をたたき続けるなど、自傷行為をするために拘束する。
- ・姿勢が崩れ、体位保持が困難なために拘束する。

② 5つの基本ケアを徹底する。

- ・ 起きる
- ・ 食べる
- ・ 排泄する
- ・ 清潔にする
- ・ 活動する

③ 身体拘束廃止をきっかけに「より良いケア」を実現する。

(2) 5つの基本ケア

① 起きる

人間は座っている時、重力が上からかかることにより覚醒する。目が開き、耳が聞こえ、自分の周囲で起きていることがわかるようになる。これは臥床して天井を見ていたのでは、わからない。

起きるということは人間の原点である。

② 食べる

食べることは、人にとって楽しみであり生きがいであり健康や体の維持（脱水予防、感染予防）である。食べることは生きることである。

③ 排泄する

トイレで排泄することを基本とする。オムツ使用者は汚染されたままの時間を最短にする。

オムツに排泄物がついたままになっていれば、気持ちが悪く「おむつじり」や「弄便行為」につながる。

④ 清潔にする

きちんと入浴することが基本である。皮膚が不潔であれば痒みの原因になり、大声を出したり不眠になり不穏状態を招くことになる。皮膚をきれいに保つことで本人も快適になり人間関係も良好になる。

⑤ 活動する

その人の状態や生活歴にあった良い刺激を提供することが重要である。例えば、音楽、工芸、園芸、ゲーム、体操、家事、ペット、テレビなどが挙げられる。体に限らず脳の活性化を図ることも大切である。

(3) 問題行動が起こったら

何が原因なのかを探る。取り除くにはどうしたらいいか、本人の生活歴に関わるもののかなど思いを巡らす。

(4) 原因として考えられること

- ① スタッフの言葉かけや行為が不適切である場合、又その意味が解らない場合
- ② 自分の意思に反対していると感じている場合
- ③ 不快や孤独（寂しさ）や精神的苦痛がある場合
- ④ 身体的に不快な思いや苦痛を感じている場合
- ⑤ 身の危険を感じているとき
- ⑥ 意思表示をしようとしているとき

などが考えられる。除去できる原因は除去する努力をする。そうすることで状況の改善が図れる。

(5) 拘束をしない工夫と留意点

① 転倒転落などの事故のおきにくい環境を作る

手すりをつける・足元に物を置かない・ベッドの高さを低くする・床にマットを敷く等

② スタッフ全員で助け合う体制作りをする

自分の担当の仕事以外でも必要と感じたら応援に入り、全員で介護をしていくという気持ちを持つ。お互いに信頼できる仲間となる。

③ 焦る気持ち等を予防する体制作りをする。

仕事が遅れていると焦る気持ちや手抜きしてしまう作業から事故につながる為、間に合わない作業は、共有し合い、サポートできる体制を整える。

(6) 代替の方法を考え、拘束は最小限にする。

- ・本当に代替の方法はないのか、「仕方がない」として安易に拘束されている人はいないか。

↓

- ・なぜ拘束されているのか、どうすれば解除できるかを検討する。

(ケアの方法や環境の改善で出来ることは何かがあるか)

- ・現在行われている拘束はなぜなのか、いつからなのか、代替の方法はないのか、外してみたらどうだったのか、確認の観察をしていく。

身体拘束行う為の対応フロー図



【附則】 この規定は2024年6月1日から施行する。

令和6年12月1日 一部改訂 (身体拘束廃止委員会責任者名)

やむを得ない身体拘束に関する説明書

様

あなたの状態が下記ABC全てを満たしているため緊急やむを得ず、下記の方法と時間等において、最小限の身体拘束を行います。ただし、介助することを目標に随時検討を行うことを約束します。

- A) 利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い。
- B) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法がない。
- C) 身体拘束その他の行動制限が一時的である。

個別の状況による拘束の 必要な理由	
身体拘束の方法 (場所・行為・部位・内容)	
拘束の時間帯 及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び介助の予定	

上記の通り実施いたします。

令和 年 月 日

株式会社 アジュガ
代表者
記録者

上記の件について説明を受け確認いたしました。

氏名

(続柄)

緊急やむを得ない身体拘束に関する経過観察・再検討記録

様

令和 年

月、日、 時間	日々の心身の状態等の観察・再検討結果	カンファレンス 参加者	記録者 サイン